

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

個人住民税関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

## 評価実施機関名

甲府市長

## 公表日

令和5年7月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税関係事務
②事務の概要	<p>・地方税法(第三章第一節(市町村民税)および第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に居住するところにおいて、前年の所得に対して賦課徴収を行う地方税(本評価書では、以後「個人住民税」と称す)であり、その税額は、市町村が、確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から、職権で決定している。</p> <p>・個人住民税には大きく分けて、所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割があり、また、個人に対する住民税としては、市町村が課すことのできる市町村民税(以後、個人市町村民税と称す)と、道府県が課すことのできる道府県民税(以後、個人道府県民税と称す)が存在する。</p> <p>個人市町村民税および個人道府県民税においては、それぞれにおいて所得割、均等割の賦課額が決定される。</p> <p>これらは、税制改正によって必要に応じて見直しが行われている。</p> <p>なお、個人道府県民税については、地方税法第41条により「当該市町村の個人市町村民税の賦課徴収と合わせて賦課徴収等を行う」ものとされていることから、個人市町村民税とあわせて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>(1) 個人市県民税の賦課に関すること。  (2) 個人市県民税の課税台帳等の整備、保管に関すること。  (3) 諸願届の受付、処理に関すること。  (4) 市税に係る諸証明及び手数料の収納に関すること。  (5) 個人市県民税の収納整理に関すること。  (6) 個人市県民税の未収金の徴収、徴収猶予、換価猶予、延滞金の免除、滞納処分(差押え)及び納税指導に関すること。  (7) 個人市県民税の滞納処分(差押物件の引揚げ及び公売等)及び交付要求に関すること。</p>
③システムの名称	1. 個人住民税システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 確定申告支援システム 5. 国税連携システム 6. eLTAXシステム 7. 団体内統合宛名システム 8. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p> <p>・番号法第9条第3項</p> <p>・番号法第19条第8号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠):            1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項</p> <p>(情報照会の根拠): 27の項</p>

<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	甲府市 企画財務部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	甲府市 企画財務部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	塩澤 浩	筒井 洋	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	税務部	市民部	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	税務部	市民部	事後	
平成31年2月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	課税対象者情報ファイル、課税資料情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	賦課情報ファイル収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	事後	
平成31年2月4日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条および別表第1第16号	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の16の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>番号法第9条第3項</li> <li>番号法第19条第8号</li> </ul>	事後	
平成31年2月4日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の</li> <li>2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 (情報照会の根拠): 27の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の 2,23,24,25,26の 3,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の 4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2の各条 (情報照会の根拠): 第20条</li> </ul>	事後	
平成31年2月4日	I 5. 評価実施機関における担当部署	市民税課長 筒井 洋	市民税課長	事後	
令和3年11月15日	I -3	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月15日	I-4-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項 (情報照会の根拠): 27の項</li> <li>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の 2,23,24,25,26の 3,28,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の 4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2の各条 (情報照会の根拠): 第20条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠): 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121の項 (情報照会の根拠): 27の項</li> </ul>	事後	
令和3年11月15日	I-4-①	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の16の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>番号法第9条第3項</li> <li>番号法第19条第8号</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第9条第1項 別表第一の16の項</li> <li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li> <li>番号法第9条第3項</li> <li>番号法第19条第9号</li> </ul>	事後	
令和3年11月15日	II-5 提供先5①	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	
令和3年11月15日	I-7	甲府市 市民部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市 企画財務部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和3年11月15日	I-8	甲府市 市民部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市 企画財務部市民税課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和3年11月15日	II-1 いつ時点の係数か	平成30年1月1日	令和3年10月1日	事後	
令和3年11月15日	II-2 いつ時点の係数か	平成30年1月1日	令和3年10月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月26日	Ⅱ-1 いつ時点の係数か	令和3年10月1日	令和4年6月30日	事後	
令和5年7月26日	Ⅱ-2 いつ時点の係数か	令和3年10月1日	令和4年6月30日	事後	